

コロナ禍特有のケースに特に注意 検討漏れ・ミスしやすい 事項の申告上の留意点

【この章のエッセンス】

- コロナ禍における法人税、消費税、地方税の申告において検討が漏れやすい、もしくは誤りやすい事項をいくつか確認する。
- 特に、土地建物の処分、事業所の開設廃止や増減等の業況に大きな変動があった場合に検討しておくべき事項について触れる。

たまたま土地の譲渡があった場合の消費税仕入税額控除の計算

(1) ケース

当社は製造業を営んでおり、この度新型コロナウイルス感染症の影響

により複数所有する工場のうち1つの工場を閉鎖することとなり、閉鎖に伴い当該工場に係る土地建物を譲渡した。

当社は消費税の納税義務者であり、簡易課税制度の適用はしておらず、毎期仕入税額控除の計算については個別対応方式により計算している。

(2) 留意点および解説

土地の譲渡があった場合、消費税の計算上その譲渡対価は非課税売上げに該当する。そのため、そのまま消費税の申告をした場合、課税売上割合の減少により仕入税額控除の金額が例年に比して少なくなる場合がある。

そこで、「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出し、承認を受けられた場合には、次

のいずれか低い割合が適用されるため、課税売上割合の減少による仕入税額控除の減少を抑えることができ(国税庁質疑応答事例「たまたま土地譲渡があった場合の課税売上割合に準ずる割合の承認」、消令53③)。

- ・当該土地の譲渡があった課税期間の前3年に含まれる課税期間の通算課税売上割合
- ・当該土地の譲渡があった課税期間の前課税期間の課税売上割合

「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」は適用を受けようとする課税期間の末日までに税務署長に提出し、当該末日の翌日から1カ月以内に税務署長の承認を受ける必要がある。

消費税課税売上割合に準ずる割合の適用にあたって特に注意検討すべき

き点は次のとおりである。

- ① 事業実態に変動があるか否か
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用にあたっては、当該土地の譲渡が単発のものであり、土地の譲渡がなかったとした場合に事業の実態に変動がないと認められることが要件とされている。

そのため、土地の譲渡を反復継続的に行っている、または土地の譲渡をしたことにより業態が変わってしまう場合には、当該承認申請をしたとしても承認が得られず、消費税課税売上割合に準ずる割合の適用ができないこととなる。

② 仕入税額控除の計算方法

仕入税額控除の計算方法には、個別対応方式と一括比例配分方式があり、いずれれを使用するかは納税者が選択できる。

ただし、個別対応方式から一括比例配分方式に計算方法を変更した場合には、変更した課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間は、個別対応方式により計算することはできない(消法30⑤)。

また、消費税課税売上割合に準ずる割合は、一括比例配分方式には適用できない(消法30③)。